

令和2年5月17日

対人稽古自粛継続のお願い

政府は、39県について新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」を解除しました。剣道人の皆様、特に感染者が少ない地域の皆様におかれては、これを機に、対人稽古の再開を考えている方もおられるかと存じます。

しかしながら、全日本剣道連盟（以下「全剣連」）としては、引き続き、すべての都道府県において、対人稽古の自粛をお願い申し上げます。

政府は、上記の通り緊急事態宣言を多くの地域で解除しましたが、解除された地域においても「新しい生活様式」の徹底、継続を呼び掛けています。

また、新しい生活様式の中では、「3密（密閉、密集、密接）の回避」を求めています。

剣道は、残念ながら「3密」に該当する可能性が高い武道です。そして新型コロナウイルスの感染源となりうる口からの飛沫飛散が非常に多いことも事実です。実際、剣道の稽古を通じて多くの人が新型コロナウイルス感染症に感染した事例もあります。全剣連としては、剣道が感染クラスターにならないよう全力で取り組みたいと考えます。このため、上記の通り引き続き「対人稽古の自粛」をお願いするものです。

一方、全剣連は、8月以降の審査会、大会を予定通り実施していく計画ですが、それに先立って、対人稽古自粛勧告を解除し、対人稽古の再開を検討しているところです。

しかし、対人稽古の自粛勧告解除に当たっては、剣道の対人稽古による感染リスクを大きく低下させる必要があります。全剣連は、全日本武道具協同組合殿と共に、科学的データに裏付けられた感染を防御する可能性の高い用具の開発、あるいは既存用具の改良等を行っているところです。これらについて、一定の成果が得られれば、対人稽古の自粛勧告解除を行う予定です。全剣連としてはできるだけ早く皆様にお知らせできるよう努力してまいりますので、今しばらく、対人稽古の自粛を継続して頂けますようお願い申し上げます。

以上